

# 山梨県暴力団排除条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策（第7条～第15条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第16条・第17条）
- 第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第18条・第19条）
- 第5章 事業者等の講すべき措置（第20条～第23条）
- 第6章 義務違反者に対する措置（第24条～第26条）
- 第7章 雜則（第27条）
- 第8章 罰則（第28条・第29条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより県内の事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

### （基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団及び暴力団事務所の存在が県内の事業活動又は県民生活に不当な影響を及ぼすものであることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団事務所を開設させないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、県民、事業者、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

#### (県民の責務)

第5条 県民は、第3条に定める基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、暴力団事務所の開設を目的とする行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにし、及び暴力団事務所の開設を目的とする行為を行わないようするとともに、暴力団との関係の遮断その他自主的な暴力団の排除に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

## 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

#### (基本方針)

第7条 県は、暴力団の排除に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 暴力団の排除に関する基本的方向

(2) 暴力団の排除の推進のための方策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団の排除に関し必要な事項

3 県は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ県民、事業者、関係機関及び関係団体の意見を反映させることができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (推進体制の整備)

第8条 県は、県、県民、事業者、関係機関及び関係団体が意見を交換し、相互に連携して暴力団の排除を推進するための体制を整備するものとする。

#### (県の事務及び事業における措置)

第9条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、県が実施する入札に暴力団員を参加させないようにするとともに、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者について、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (県民等に対する支援)

第10条 県は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

#### (訴訟の支援)

第11条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

#### (警察による保護措置)

第12条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者（次項において「保護対象者」という。）に対し、警察官による保護態勢の整備、保護に必要な資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 警察本部長は、必要があると認めるときは、市町村等に対し、保護対象者の保護のために必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

#### (暴力団からの離脱等を促進するための措置)

第13条 県は、事業者、県暴力追放運動推進センター（法第32条の2第1項の規定により公安委員会が指定した都道府県暴力追放運動推進センターをいう。次条において同じ。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携しながら、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するため、就労支援その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (広報及び啓発)

第14条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県暴力追放運動推進センターと連携しながら、県内における暴力団の実態等についての県民等への周知、暴力団の排除に係る社会的気運を醸成するための集会の開催その他の広報及び啓発を行うものとする。

#### (市町村への協力)

第15条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

### 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

#### (青少年に対する指導等)

第16条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第17条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第16条に規定する少年鑑別所
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

### 第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

#### (利益の供与の禁止)

**第18条** 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に對し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下この条及び次条において「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

#### （利益の供与を受けることの禁止）

**第19条** 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が前条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が前条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

### 第5章 事業者等の講ずべき措置

#### （契約時等における措置）

**第20条** 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

#### （不動産の譲渡等をしようとする者等の措置）

**第21条** 県内に所在する不動産（以下この条及び次条において「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この条及び次条において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
  - (1) 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
  - (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨
- 4 前項第2号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

#### (不動産の譲渡等の代理等をする者の措置)

- 第22条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。
- 2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

#### (建設業者の措置)

- 第23条 建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者をいう。以下この条において同じ。）は、県内において行われる建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。）の請負契約（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事に係るもの）を締結するときは、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る建設工事の目的物（軽微な修繕に係るもの）を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。
- 2 建設業者は、県内において行われる建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該建設工事の請負契約を締結してはならない。
  - 3 建設業者は、県内において行われる建設工事の請負契約を締結しようとするときは、当該契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
    - (1) 当該契約に係る建設工事の目的物を暴力団事務所の用に供してはならない旨
    - (2) 当該契約に係る建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除できる旨

## 第6章 義務違反者に対する措置

### (調査)

- 第24条 公安委員会は、第18条第1項若しくは第2項、第19条第1項、第21条第2項、第22条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は

資料の提出を求めることができる。

#### (勧告)

第25条 公安委員会は、第18条第1項若しくは第2項、第19条第1項、第21条第2項、第22条第2項又は第23条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるとときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

#### (公表)

第26条 公安委員会は、第24条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくてこれを拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなくてこれに従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

### 第7章 雜則

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

### 第8章 罰則

#### (罰則)

第28条 第17条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第29条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。